

大曲労働基準監督署発表  
令和5年12月7日

【照会先】  
大曲労働基準監督署  
署長 田村 順也  
監督・安衛課長 柴田 泰秀  
(電話) 0187-63-5151

報道関係者 各位

## 【大曲労働基準監督署】 改正石綿則等に関する説明会を開催します！

大曲労働基準監督署（署長 田村順也）は、改正石綿則等に関する説明会を下記により実施します。

### ◆説明会の目的

大曲労働基準監督署では改正石綿則等に関する説明会を開催することと致しました。

石綿については平成18年9月から輸入、製造、使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事やリフォームを含む改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫等を発症するおそれがあります。

そのため、令和2年7月以降順次、石綿障害予防規則等の改正が行われ、令和5年10月1日をもって、すべての改正内容が施行されました。

このような状況を踏まえ、この度、石綿による健康障害や当該改正内容に関する説明会を下記の通り開催致します。

### ◆説明の概要

- ・日時：令和5年12月15日（金）13時30分から15時まで
- ・場所：大曲中央公民館（大曲市民会館） 小ホール  
（大仙市大曲日の出町二丁目6-50）
- ・対象：大曲労働基準監督署管内の事業場
- ・内容：石綿による健康障害及び改正石綿則について
- ・主催：大曲労働基準監督署

### ◆お問合せ先

大曲労働基準監督署 監督・安衛課（担当：片見<sup>へんみ</sup>）  
〒014-0063 大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1階  
TEL：0187-63-5151

報道機関の皆様には、石綿による健康障害防止措置等について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。